

◆ 7 監査結果等に不服がある場合

請求人が監査結果などに不服な場合は、住民訴訟を提起して、措置を講ずるよう請求する手段があります。(地方自治法第 242 条の 2)

なお、住民訴訟の対象事項は「違法な」行為又は怠る事実に限られています。

住民訴訟の出訴期間には、次のような制限がありますので、ご注意ください。

1	監査結果や勧告の内容に不服のある場合 (監査を実施せず却下されたことに不服のある場合も含む)	監査結果などの通知があった日から 30 日以内
2	監査委員の勧告を受けた、市長や職員等の措置に不服がある場合	措置にかかる監査委員の通知があった日から 30 日以内
3	監査委員が、監査請求のあった日から 60 日(個別外部監査を実施した場合 90 日)以内に監査又は勧告を行わないとき	60 日(90 日)を経過したときから 30 日以内
4	監査委員の勧告を受けた市長や職員等が、必要な措置を講じない場合	勧告において示された期間を経過してから 30 日以内